

EU 農政転換下のドイツ農業

——構造変化の現段階——

谷 江 幸 雄

はじめに

1. ドイツ統一・「1992 年 CAP 改革」下の構造変化
2. 「アジェンダ 2000 農政改革」下の構造変化
3. 農地の流動化と借地率
4. 畜産経営の大幅減少と集中化
5. 法的経営形態と主業・兼業比率
6. 労働力構成の変化

おわりに

はじめに

統一後 10 年余の間に、戦後ドイツに定着してきた既存の社会・経済システム（いわゆる「社会的市場経済モデル」）は、歴史的な転換期にさしかかってきた。その背景には、ドイツ統一という激変のみならず、EU 統合を含めたグローバル化・国際的競争圧力といった大きな環境の変化が存在している。

農業も例外ではなく、「1992 年 CAP 改革」から「アジェンダ 2000 農政改革」を経て「2003 年 CAP 改革」へと続く EU 共通農業政策（CAP）の歴史的転換のもとで、ドイツ農業構造の変容が進んでいる。

周知のように、EU 農政にとって、1990 年代は、一方で従来の農産物価格支持を中心としたハイレベルの域内農業保護政策の矛盾——生産過剰の構造化と CAP 財政の危機——への対応に迫られつつ、他方では、GATT ウルグ

アイ・ラウンド（93～96年）やWTO農業交渉（2000年～）で予想されるアメリカの攻勢に有利な交渉ポジションを確保するという外在的な課題に直面して重大な歴史的岐路に立たされた時期であった。さらに2004年5月からのEUの東方拡大（旧東欧社会主義諸国など10カ国の加盟）はポーランド、チェコ、ハンガリーなど農業国の新規加盟を意味するため、従来の域内農業保護は当然に修正を迫られることになった。

本稿¹⁾は、こうしたEU農政の転換のもとで、現在、いかなる程度にまでドイツ農業の構造変化が進行しているのかを、2003年農業構造調査結果²⁾などをふまえながら統計的、実証的に考察することを目的としている。そのさい、とくに断らないかぎり、2003年の統計数値については、同調査結果をまとめたドイツ連邦統計局編『2003年のドイツ農業——集中化過程と収穫高の減少』³⁾およびT.ブルメール/U.ヴァルセマン「2003年のドイツ農業」（『経済と統計』2004年2月）⁴⁾を用いる。

もとより、一国の農業構造分析には農場での聞き取り調査などの現地調査の裏づけが欠かせない。幸い私は、2004年4月から2005年3月までの1年間、ドイツ・ベルリンに研究滞在する機会を得た。2004年10月には旧東ドイツ最後のモドロウ内閣（1989年11月～90年4月）で農林・食糧経済大臣をつとめたH.ヴァツェック博士（Dr. Hans Watzek）より「東ドイツの体制転換と農業」について聞き取り調査を実施することができたほか、同氏の紹介で、東部ドイツの農村を訪問し2000ha規模の協同組合農場など農業経営の実態調査も実施する予定である。こうした現地調査をふまえたドイツ農業構造の実態分析については、後日の発表を期したいと思う。

1. ドイツ統一・「1992年CAP改革」下の構造変化

今回の農業構造調査結果に立ち入る前に、前提状況として1990年代にお

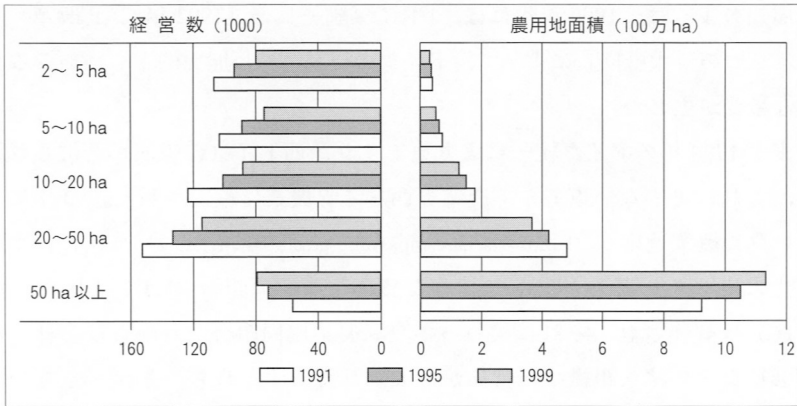
けるドイツ農業構造の変化を確認しておこう。

周知のように、1990年代には、「ドイツ統一」と「1992年CAP改革」という2つの「大転換」によって、ドイツの農業構造に歴史的ともいえるような激変が生じた。

まず1990年のドイツ統一により東ドイツが西ドイツに吸収・合併されたが、それにともない東ドイツ農業も西ドイツ農業に編入された。90年に制定された農業適応法（Landwirtschaftsanpassungsgesetz）にもとづいて、社会主義時代に東ドイツ農業を支配してきた農業生産協同組合（LPG）と国营農場（VEG）は解体され、それに代わって登録農業協同組合、有限責任会社、株式会社などの法人組織の経営体が形成された。すなわち、それまでのLPGやVEGの多くが民営化（会社化）と経営分割をおこないつつも、1000haを超えるような大規模農業経営として存続し、現在に至っている。また人的会社（Personengesellschaften）と呼ばれる自然人の協業組織体が数多く結成された。個人農もそれなりに出現してはいるが、当初の計画に反して個人農として独立した経営体数ははるかに少なかった。こうした東ドイツ農業の民営化は94年までに完了した。この結果、東ドイツ農業においてはドイツ統一後も大規模な農業事業体が支配的な役割を果たしており、家族農民経営が主体の西ドイツ農業とは異質な農業経営構造をもつことになったのである（「ドイツ農業の二重構造」ともいふべき特異な構造の形成・定着⁵⁾）。

1992年のCAP改革⁶⁾（マクシャリー農業担当委員の名にちなんで「マクシャリー農政改革」とも呼ばれる）も、90年代におけるドイツ農業構造の変化を規定する基本的要因となった。これは、穀物や牛肉などの介入価格を93年から3年間で国際市場価格水準まで大幅に引き下げ（穀物は約3分の1、牛肉は93年6月より15%をカット）、その補償を農民に直接払いするという農政転換であり、その後99年まで継続実施された。その農業経営への影響は、とりわけ多くの中小家族経営を抱える西ドイツ農業にとって相当厳しいものになった。事実、西ドイツでは90年に66万7300であった経営数（2ha以下の経営を含む）

図1 1990年代におけるドイツの農業経営と農用地集積（経営規模別）



(出所) Statistisches Jahrbuch 2000 für die Bundesrepublik Deutschland, 2000.

が、95年には55万5100、99年には44万1600にまで減少した。90年から99年までに実に全農家の約3分の1(22万5700)が経営断念に追い込まれたのである。これは他面では経営の規模拡大が進んだことを意味する(平均経営規模は91年の17.7 haから99年の26.1 haに増大)⁷⁾。

こうして、1990年代には、一方での大規模な東ドイツ農業の編入と他方での西ドイツにおける規模拡大の進行によって、図1にみられるようにドイツ農業全体の経営集積度が飛躍的に高まったのである。

2. 「アジェンダ 2000 農政改革」下の構造変化

(1) 最近の4年間(1999~2003年)の構造変化

こうした1990年代における農業経営の集積・集中化の過程は、最近の4年間(1999~2003年)においても、引き続いてかなりのスピードで進展してい

表1 ドイツの農業経営と農用地集積（経営規模別）

	農地規模 (ha)	全ドイツ			西ドイツ			東ドイツ		
		1995	1999	2003	1995	1999	2003	1995	1999	2003
経営数 (1000)	合計	587.7	472.0	421.4	555.1	441.6	391.3	32.6	30.4	30.1
	2未満	101.9	37.8	32.6	95.2	35.4	30.4	6.8	2.4	2.2
	2～10	180.7	153.7	132.6	171.4	144.4	123.2	9.3	9.3	9.4
	10～30	164.5	139.1	117.9	159.5	133.6	112.5	5.0	5.5	5.4
	30～50	69.0	62.6	54.7	67.4	60.6	52.8	1.7	1.9	1.9
	50～100	51.7	54.3	55.0	49.5	51.8	52.6	2.2	2.5	2.4
	100以上	19.9	24.4	28.5	12.1	15.7	19.7	7.8	8.7	8.8
	100以上層 の割合(%)	3.4	5.2	6.8	2.2	3.6	5.0	23.9	28.6	29.2
農用地 (1万ha)	合計	1,724.7	1,715.2	1,705.6	1,172.5	1,154.6	1,150.7	552.1	560.6	554.9
	2未満	11.2	3.1	2.6	10.5	2.9	2.5	0.7	0.2	0.1
	2～10	93.8	80.0	68.5	89.5	75.6	64.1	4.4	4.5	4.5
	10～30	303.7	256.5	215.3	295.0	246.8	205.8	8.7	9.7	9.5
	30～50	266.7	242.7	213.7	260.2	235.1	206.3	6.5	7.5	7.5
	50～100	351.5	373.9	383.5	335.7	355.9	366.0	15.8	18.0	17.5
	100以上	697.8	759.0	822.0	181.7	238.3	306.1	516.1	520.1	515.9
	100以上層 の割合(%)	40.5	44.3	48.2	15.5	20.6	26.6	93.5	92.9	93.0
	平均経営規模 ¹⁾ (ha)	35.3	39.4	43.8	25.3	28.4	31.8	213.3	200.3	198.9
	借地率 (%)	60.9	63.0	63.9	47.0	50.0	53.6	90.1	89.8	85.0

注1) 2 ha 以上層の平均。

(出所) Statistisches Bundesamt, Landwirtschaft in Deutschland 2003 — *Konzentrationsprozesse und Ernteausfälle*, Wiesbaden 2004, S.27-29 より算定。

ることが、2003年ドイツ農業構造調査の結果からはっきりと観察される。このことを経営数、経営の増減分岐点および平均経営規模に着目して確認しておこう。

① さらなる経営数の減少

表1は農業経営数と農地集積の動向を示したものである。まず経営数についてみると、ドイツにおける農業経営数は1999年には47万2000であったが、2003年には42万1400となった。わずか4年間で5万600(10.7%)の減少であった(95年比では28.3%減)。

これを東西ドイツ別にみると、同じ期間に、西ドイツでは1990年代に引き続いて経営数が減少し、44万1600から39万1300となった(11.4%減)。東ドイツの経営数は99年まではなおわずかずつ増えていたが、そこでも統一後初めて減少に転じた(3万400から3万100に300経営減少)。

この期間に経営断念に追い込まれた経営の多くは、以前と同様、主に農地面積50ha未満の中小規模の経営階層であった。そのなかでも20haから30haまでの経営階層の減少率が22.5%と最も高かった(他の50ha未満階層は大体10%から16%の減少率)⁸⁾。

② 経営の増減分岐点の上昇

先の構造調査報告は、1999年から2003年の間に農業経営の増減分岐点(Wachstumsschwelle)がそれまでの50haから75haに上昇したことを確認している。この概念は、「構造発展分析をおこなうためのもので、農地面積に関連した経営規模の限界値(Grenzwert)を意味する。この限界値以下では農業経営数が減少し、またその限界値以上では増加する。そこから、持続的に生き残りうる経営は少なくともこの経営規模——特殊作物の栽培ないし隙間生産の場合を除き——を有していなければならないことを読み取ることができる」⁹⁾。

すなわち、この4年間にドイツ全体で50~75haの経営階層が——わずかな比率ながら——初めて減少に転じた(3万7000から3万6260に2.0%減)。それに対して、75ha以上階層の経営数はなお増加している。1999年に対して、その数は4万1700から4万7300に13.4%増加し、そのうち9900は東ドイツでみられた。これは、経営数が増えていく階層と減っていく階層との分岐点が75haに上昇し、この間に規模拡大の動きがみられたことを示している。その結果、75ha以上の経営階層は2003年に経営数で11.2%、農地面積で57.7%を占めるに至った¹⁰⁾。

なお、東ドイツでは、経営数の増加を確認しうるのは40~50haの間の経

営階層と 200～1000 ha の経営階層だけであり、20 ha 未満の下位層は相対的に安定した数を示し、20～40 ha や 50～200 ha の経営階層は、わずかに減少している。

③ 平均経営規模の増大

以上のような大規模経営階層の増加に応じて、全ドイツでは、農業経営の平均規模は 2003 年に 40.5 ha となり、40 ha 台に達した。これは 1999 年 (36.3 ha) に比べ 11.5% の増大である。

この平均規模の増大傾向はとりわけ西ドイツ農業において顕著であった。東ドイツよりはるかに低い集積水準ながら、経営当たり平均農地面積は 29.4 ha となった。それに対し、すでに高い集積度をもつ東ドイツ農業における平均経営規模はほぼ横ばいであった (2003 年に 184.5 ha)。東ドイツでは 2003 年に経営総数の 29.2% を占める 100 ha 以上の経営階層が、農地全体の実に 93.0% を占めるといった圧倒的な集積度をみせている。さらに 1000 ha 以上の超巨大経営も約 1600 経営存在し、農地全体の 50.1% を占めている。これらの超巨大経営は農業協同組合や有限責任会社 (GmbH) などの法人経営体である (後述)。

この結果、大経営体制のイギリスには及ばないものの、フランスとの間に従来あった耕種経営の集積度格差は大幅に縮小し、ほぼ同じ水準にまで到達したとみられる¹¹⁾。

(2) アジェンダ 2000 農政改革の影響

以上のような最近におけるドイツ農業経営構造の変化に関連して、1992 年からのマクシャーリ農政改革を深化・発展させたアジェンダ 2000 農政改革の影響に触れる必要がある。

この改革案は、1997 年 7 月に発表され、約 1 年半にわたる議論を経て、99

年3月のベルリンでの15カ国農相理事会で基本合意されたものである。その大きな特徴は、CAPの第1の支柱である農産物市場政策では介入価格のいっそうの引き下げをはかり、その補償は引き下げ幅の半額相当とするとともに、農村開発支援政策を「CAPの第2の支柱」に位置づけてこれまで以上に強化するところにあった。このうち農産物市場政策の主な改革内容は、次のとおりである¹²⁾。

〔穀物・油糧種子〕 ① 穀物介入価格を2000年度、2001年度の2段階で15%引き下げる（現行の119.19ユーロ/tから101.31ユーロ/tに）。② しかし、これに対する直接補償支払いは介入価格引き下げ幅の50%相当（2001年度に63.00ユーロ/t）にとどめる。③ 油糧種子の直接補償支払いも2000年度から2002年度までの3段階で穀物と同一水準に引き下げる。

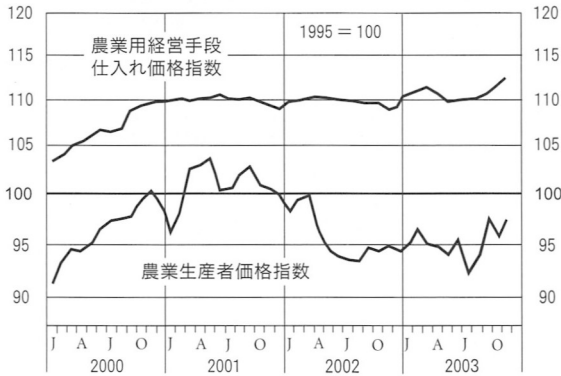
〔セット・アサイド〕 2000年度より2006年度までの休耕基本率を現行の17.5%から10%に引き下げるが、休耕補償単価を引き下げて直接補償支払いと同額（63.00ユーロ/t）とする。

〔牛肉〕 ① 介入価格を2000年度から2002年度までの3段階で20%引き下げる（現行の2780ユーロ/tから2224ユーロ/tに）。2002年7月1日までに介入買付制を廃止し、民間貯蔵補助金（2224ユーロ/t）に移行する。しかし、この補助金は、豚肉と同様、EUにおける平均市場価格が基準価格の103%以下に下落した場合に支給される。② 介入価格の引き下げは、家畜プレミアムによって70～90%補償される。

〔牛乳・乳製品〕 ① バターおよび脱脂粉乳の介入価格を2005年度から2007年度までの3段階で15%引き下げる。② 乳製品介入価格引き下げを補償するための基本プレミアム（引き下げ幅の50%相当）を新設する。③ 牛乳クォーツを2007年度まで延長するが、それ以降の廃止を含めて2003年に制度を見直す。

こうしたアジェンダ2000農政改革のもとで、1990年代に引き続いて、主要農産物の生産者価格が低下している。1995年を基準とする最近4年間の

図2 農業生産者価格と農業用経営手段仕入れ価格の動向



(出所) Jürgen Chlumsky, Preisentwicklung in Jahr 2003, in: *Wirtschaft und Statistik*, Heft 1, 2004, S.96.

生産者価格は、穀物で20%以上、牛肉で10~20%、豚肉で10%、家禽で5%前後下落した。他方、これとは対照的に、農業機械、肥料、農薬、配合飼料などの農業用経営手段の仕入れ価格は、最近、上昇傾向にある(図2参照)。このような一方での生産者価格の低落と他方での経営手段仕入れ価格の上昇は、直接補償支払いの半減とも相まって、農業経営、とりわけ中小規模階層の所得水準を押し下げる一因となったことは確実である。このことを示す資料として、連邦政府が毎年その「食糧・農業政策報告」において提供している農業経営の所得分析データがある。そのうち主業経営と零細・兼業経営の所得分析データ(2002/03年度)¹³⁾は以下のとおりである。

① 主業経営の所得分析

表2は、一般産業部門の賃金と比較した主業経営の「所得乖離度」(Einkommensabstand)を示したものである。これによると、2002/03年度には、他の産業部門の労働者の賃金(対比賃金)の50%未満の所得しか得ていない経営が半数以上(52.2%)を占め、対比賃金以上の所得を得て純投資にも回すこ

表2 ドイツにおける主業経営の所得乖離 (2002/03 年度)

指 標	単 位	所 得 乖 離 度 ¹⁾ (%)						
		-75 以下	-75～ -50	-50～ -20	-20～0	0～20	20～50	50 以上
経営数	%	29.1	23.1	22.0	8.5	6.0	4.7	6.5
経営規模	EGE ²⁾	63.4	61.0	70.6	88.2	99.1	108.2	159.6
農地面積	ha	51.3	48.9	54.1	70.1	75.8	84.5	103.1
非賃金労働力 (家族)	人	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3
穀物取量	100 kg/ha	60	61	62	63	62	65	67
搾乳量 (乳牛1頭当たり)	kg	5,830	6,073	6,411	6,681	7,008	7,257	7,388
利 潤	ユーロ/労働力	-1,816	12,184	20,894	30,083	37,973	46,787	78,567
自己資本収益率	ユーロ/労働力	-8.2	-3.4	-0.9	+1.3	+2.8	+4.2	+11.3
自己資本変動額	ユーロ/ha	-181	-32	54	126	179	231	292
純 投 資	ユーロ/ha	69	22	43	69	51	102	96

注1) 農業法第4条にもとづく対比算定額に対する対比利潤の乖離。

2) 経営の経済的規模をあらわすヨーロッパ共通単位 (Europäische Größeneinheit) で、1 EGEは1200ユーロ。

(出所) *Ernährungs- und agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2004*, S.33.

とのできる経営は17.2%にすぎなかった。後者の高所得経営の比率は1991/92年度(旧西ドイツのみ)に約15%であった¹⁴⁾が、それ以降の10年間に多数の弱小経営が淘汰されたにもかかわらず、ほとんど変化していない。このことは、ドイツ農業生産の主力である主業経営において依然として目立った所得構造の改善はみられないことを意味している¹⁵⁾。

また、主業経営の生存可能性を示す重要指標である経営当たり自己資本増減額 (Eigenkapitalveränderung) も最近は縮減傾向が続いており、その増加額は1999/2000年度の5172ユーロから2002/03年度には2017ユーロへと40%以下になった。なかでも小経営は2002/03年度には849ユーロの減額となった。

② 零細・兼業経営の所得分析

2003年には約38万8700の個人経営のうち半数以上の21万2400経営が兼業経営であった。表3は、1394の零細・兼業経営(労働力1人以下もしくは経営

表3 零細・兼業経営¹⁾の経営指標

指 標	単 位	2002/03 年度
経営規模	EGE	17.3
農用地面積	ha	20.6
労働力	人	0.7
うち非賃金労働力（家族）	労働力単位	0.7
家畜頭数	家畜単位/100 ha	84.4
うち牛	同	48.3
乳牛	同	12.4
穀物単収	100 kg/ha	57.3
平均搾乳量	kg	5,216
利潤（経営当たり）	ユーロ	3,725
対前年比	%	-35.2
農外生業所得	ユーロ/経営主夫婦	21,654
その他の収入	同	1,381
受給年金等	同	4,148
総所得	ユーロ/経営主夫婦	30,908
対前年比	%	-6.2
総所得に占める利潤	同	12.1

注1) 1労働力単位以下あるいは8~16 EGE 規模の経営。

（出所）表2と同じ，S.35.

規模8~16 EGE の経営)を調査対象経営として抽出し、その所得分析をおこなったものである。それによれば、これらの経営は主業経営よりはるかに小規模で、その多くは中級山岳地帯のような不利な立地条件下にあるため、耕種作物の収量は少ない。2002/03年度の総所得は前年比約6.2%、経営当たり利潤は同35.2%の減少となった。利潤の大幅な減少は主として農産物販売高の減少（畜産で21.6%、耕種作物で15.0%の減）による。これらの経営の主たる所得源泉は農業以外の活動であり、農業から得られた利潤は総所得の約12%にすぎない。なお、兼業経営の約3分の2は8 EGE（年間9600ユーロ）以下の経営規模であるが、これらの零細層についての会計決算上の所得データは存在しない。しかし、こうした超零細兼業農家（日本円に単純換算して年間およそ130万円以下の所得しか得ていない）のかなりの数が毎年離農に追い込まれていることは容易に推測される。

もとより、農業所得の水準に影響を及ぼす要因には、天候条件など他の産

業分野とは異なるものがある。2002年の集中豪雨による洪水被害、2003年の猛暑と干ばつは記憶に新しい。しかし、こうした要因は一時的な要因であって、最近における介入価格の大幅引き下げを中心とするEU農政の転換がドイツの農業経営、とりわけ中小・零細・兼業経営の所得水準を押し下げ、その農業構造の変化を促迫する主要な要因となったことは確実である。

3. 農地の流動化と借地率

ドイツの場合、経営断念によって放棄された農地は、日本などと異なり土地購入よりももっぱら借地契約を通して規模拡大意欲の強い大規模経営階層に集積される傾向にある。借地面積の割合はドイツ全体で2003年に63.9%、借地をもつ経営の割合も69.2%に達している(表1参照)。この借地面積率はかなり高く、ほぼフランスと同水準にある。

とくに東ドイツでは借地面積率がきわめて高い。最近の4年間に89.8%から85.0%へと初めて低下をみせたものの、依然としてきわめて高い水準にある。これは1990年のドイツ統一により旧東ドイツのLPGとVEGなどが農業協同組合や株式会社などに経営転換をはかるさいに、新規の経営に必要な耕地の大部分を構成員の私有地や信託庁の管理する農地を賃貸借したことによる(旧LPGの組合員などが個人農として独立する場合も同様であった)。西ドイツでも91年に42.5%であった借地面積率が、95年には47.0%、99年には50.0%と一貫して上昇し、2003年には53.6%となった。なお、最近の借地需要の増大から借地料は徐々に上昇する傾向にある(2001年時点で、農地1ha当たり平均年間借地料は西ドイツ地域225ユーロ、東ドイツ地域104ユーロであった)¹⁶⁾。

4. 畜産経営の大幅減少と集中化

農業経営全体についてみられた集中化過程は、とりわけ畜産部門をもつ経営（以下、畜産経営と呼ぶ）において顕著であった。畜産経営構造における最近の特徴を各畜産部門についてみておこう。

(1) 畜産経営のさらなる減少

まず畜産経営の著しい減少が注目される。1999年5月には全ドイツで約35万2100（うち西ドイツで32万2100、東ドイツで2万3100）を数えた畜産経営は、2003年までに29万9300経営になった。わずか4年間に5万2800経営（約15%）もの減少であった。この減少の大半は西ドイツで生じたものであり（全ドイツと同じ約15%の減）、東ドイツでの減少率は西ドイツの半分以下（約6%）であった。もっとも、現在、全ドイツの畜産経営の90%以上が西ドイツに集中しており、東ドイツには牛飼育経営の7.3%、乳牛経営の4.3%、養豚経営の5.7%が存在するにすぎない。これは90年のドイツ統一直後に東ドイツの畜産農業がその市場競争力の無さと環境問題の制約から「壊滅的な打撃」を受け、その後遺症が現在も尾を引いていることによる（90年から93年にかけて肉牛と乳牛50%、肥育豚60%、羊65%、ブロイラー21%とそれぞれ飼養頭・羽数が激減した¹⁷⁾）。

畜産部門別にみると、まず牛飼育経営は最近の4年間に23万8000経営から19万8100経営へと16.7%減少した。乳牛飼養経営も、とくに西ドイツで20%を超える減少率となった（12万1200に20.6%の減少）。全ドイツの養豚経営数も、14万1400経営（1999年）から10万9100へ22.8%減少した。

次に、家畜頭数の動向をみると、牛は全ドイツで1490万頭から1360万頭

表4 大経営による家畜頭数の集積

(単位：%)

家畜飼養規模	全ドイツ		西ドイツ		東ドイツ		(備考) フランス
	1999	2003	1999	2003	1999	2003	2001
牛 100 頭以上層	54.2 (16.7)	59.5 (20.1)	45.9	52.6	91.2	91.3	62.0
乳牛 50 頭以上層	44.6 (14.1)	52.6 (19.0)	31.8	42.2	96.3	96.6	37.6
肥育豚 1000 頭以上層	18.5 (1.0)	24.2 (1.9)	11.1	17.3	76.0	78.7	22.6
繁殖豚 100 頭以上層	55.8 (12.9)	67.8 (19.5)	47.6	61.4	97.0	97.6	78.7

*全ドイツ欄の()内は総経営数に占める当該規模経営の割合。

(出所) 表1と同じ, S.16, 17, 30.より算定。フランスについては, *Statistisches Jahrbuch über Ernährung, Landwirtschaft und Forsten 2003*, Landwirtschaftsverlag, 2003, S.452-456.より算定。

に8.6%の減, 乳牛も480万頭から440万頭に8.4%の減となった。これに対して豚の頭数は2610万頭から2660万頭に1.7%増加した。とりわけ繁殖用豚は, 1020万頭から1050万頭に2.7%増加した。にわとりは4060万羽から3930万羽に3.2%減少した。

このように畜産経営数が大幅に減少したのに対して家畜の飼養頭・羽数に大きな増減がなかったことと対応して, より大規模な畜産経営への集中化傾向が生じた(牛の場合もその飼養経営数の激減からすれば比較的小幅な減少にとどまったといえる)。すなわち, 表4にみられるように, 最近の4年間(1999~2003年)に, 飼養頭羽数の多い上層経営が概して経営数も飼養頭・羽数も増加させており, なかでも繁殖用豚とにわたりの飼養部門における集積度の高さには注目すべきものがある。その結果, 先にみた耕種部門だけでなく, 畜産部門においても, 従来みられたフランスとの集積度格差はなくなり, 現在, ほぼ同一水準にまで達したとみられる。これを各畜産部門に立ち入ってみてみよう。

（2）肉用牛および乳牛部門の集中化

肉用牛部門では、① 100 頭以上を飼育する上層経営が経営数で 20% を超えるとともに、その集積度も約 60% にまで高まった（西ドイツでは 50% を突破した）。② その結果、経営当たり平均頭数が 63 頭から 69 頭（うち西ドイツ 61 頭、東ドイツ 166 頭）に増加した。

乳牛部門では、① 49 頭以下と 50 頭以上の経営間の乳牛頭数構成比が逆転し、後者の上層経営への集積度が 52.6% に達した。② とくに西ドイツでの当該集積度の上昇率（10.4%）が注目される。③ 経営当たりの平均頭数は全ドイツで 35 頭、西ドイツで 30 頭、東ドイツで 164 頭に増加した（それぞれ 4 頭、4 頭、13 頭の増）。

なお、1000 頭以上の牛ないし 500 頭以上の乳牛を飼養するような巨大経営は、もっぱら、東ドイツ地域とニーダーザクセン州にみられる。

（3）豚飼養部門の集中化

肥育豚では、2003 年には ① 50 頭以上を飼養する中堅以上の経営層が経営数で 36.0% に増加し、肥育豚全体の実に 94.9% を保有した（1999 年にはそれぞれ 29.8% と 92.6%）。② また経営数ではわずか 2% の 1000 頭以上大規模経営が、飼養頭数では 4 分の 1 の 24.2% を占めるまでになった。③ その結果、肥育豚の平均頭数規模は、全ドイツで 98 頭から 135 頭（うち西ドイツ 127 頭、東ドイツ 283 頭）に著しく増大した。これは、この間に、1 頭から 49 頭までの小規模経営を中心に肥育経営が激減（25%）したことに起因する。

繁殖用豚でも、飼養経営の大幅減（約 28%）のもとで、大規模経営への集中化傾向が生じた。すなわち、2003 年には ① 経営数で約 20% を占める 100 頭以上規模経営が繁殖用豚全体の 3 分の 2（67.8%）を保有するまでに

なった（1999年にはそれぞれ12.9%、55.8%）。②とくに西ドイツでは当該経営への集積度が13.8%も上昇し61.4%になった。③1000頭以上の大規模経営のほとんど（97%）は東ドイツとニーダーザクセン州においてみられ、繁殖用豚全体の11%を飼養している。④平均頭数規模は、全ドイツで1999年の50頭から67頭に増大した。西ドイツでは15頭増えて58頭に、東ドイツでは37頭増えて244頭になった。

（4）採卵鶏部門の集中化

採卵鶏部門では、より顕著な集中化傾向が生じている。すなわち、2003年には、①9999羽以下規模経営は経営総数の99.4%（約8万6000経営）を占めながら、その経営階層の飼養する採卵鶏は全体の20.6%にすぎない。②それに対して、経営数では1%に満たない1万羽以上の大規模経営（約600経営）が採卵鶏の79.4%を飼養している（この規模階層の40%はニーダーザクセン州にみられる）。③経営当たり平均羽数は全ドイツで1999年の360羽から453羽に増大した。西ドイツでは66羽増えて351羽に、東ドイツでは218羽増えて1448羽になった。こうした平均規模の増大がもつぱら249羽以下の小規模経営の消滅（減少率24%）によって生じたものであることはいうまでもない。

5. 法的経営形態と主業・兼業比率

（1）農業経営の法的形態の構成とその動向

すでに農業経営数の動向から、最近も農業経営の集中化が進展していることを確認した。そこで次にドイツ農業における法的形態別構成とその特徴を

表 5 農業経営の法的形態別構成（2003 年）

（単位：％）

	全ドイツ		西ドイツ		東ドイツ	
	経営数	農用地	経営数	農用地	経営数	農用地
個人経営	94.3	69.1	95.6	90.4	78.4	24.8
人的会社	4.4	13.2	4.0	8.7	10.6	22.6
法人 （農業協同組合、有限 会社、株式会社）	1.3	17.7	0.4	0.9	11.0	52.6

（出所）表 1 と同じ，S.18.

みることにしたい。

ドイツ農業における法的経営形態は、① 個人経営（Einzelunternehmen）、② 人的会社（Personengesellschaften）、③ 法人（Juristische Personen）の 3 つに大別される。これらの法的形態の特徴として指摘できることは以下のとおりである（表 5 参照）。

① 個人経営

現在もドイツ農業生産の主要な担い手はこの自然人の個人経営（伝統的な家族経営）である。すなわち、この個人経営は、2003 年に、総経営数の 94.3%、総農地面積の 69.1% と圧倒的な比重を占めている。そのさい、東西ドイツの間に大きな相違がみられる。西ドイツでは個人経営が農地の 90.4% を占めたのに対し、東ドイツでは個人経営が農地の 4 分の 1（24.8%）を占めるにとどまっている。しかし、経営当たり平均面積ではそれぞれ 27.8 ha、58.5 ha と、東ドイツのそれが西ドイツの 2 倍の規模に達している。

② 人的会社

数戸の農家で設立する協業体である人的会社は、民法会社、合名会社、合資会社などから成るが、そのほとんどは民法会社である。この人的会社は、全ドイツでは、2003 年に経営数で 4.4%、農地面積で 13.2% を占めるにすぎ

ないが、東ドイツでは、それぞれ 10.6% と 22.6% を占め、法人経営とともに重要な役割を果たしている。これに対し、西ドイツでは、最近になって人的会社の増加傾向がみられるが、2003 年現在、経営数で 4.0%、農地面積で 8.7% を占めるにとどまっている。

③ 法 人

法人は、全ドイツでは、2003 年に経営数でわずかに 1.3% にすぎないが、農地面積では 17.7% (平均 570 ha) を占め、その存在感を示した。個人経営が西ドイツに集中しているのに対して、法人は逆に東ドイツに集中している。すなわち、東ドイツには約 3300 法人 (法人総数の約 60%) が存在し、それらが全ドイツの法人保有農地の 96.7% を占めている。これらの法人は、登録農業協同組合、有限責任会社、株式会社、公益法人などから成るが、東ドイツにおいて中核となっているのは登録農業協同組合と有限責任会社であり、2001 年現在、この両者で東ドイツにおける農地全体の半分 (それぞれ 29.2%、21.9%) を占めている。経営規模も巨大で登録農業協同組合の場合、平均 1419 ha にも達する。なお、株式会社はまだ 68 社にとどまっている¹⁸⁾。

(2) 主業・兼業別経営構成の変化

ドイツの場合、主業経営は「(i) 経営当たり 1.5 人 (労働力単位: AKE) 以上の労働力をもつ経営もしくは (ii) 経営当たり 0.75 人 (AKE)~1.5 人 (AKE) の労働力もち、総所得に占める経営所得の割合が 50% 以上の経営」であり、兼業経営は「上記の諸指標に該当しないすべての経営」¹⁹⁾であると定義されている (主業経営はわが国の専業と第 1 種兼業を合わせたものと考えられる)。

ドイツ農業における主業・兼業別構成の特徴について指摘できる点は次のとおりである (表 6 参照)。その第 1 の特徴は、予想以上に兼業化が進んでいることである。旧西ドイツ時代には兼業率は 30~40% 台にとどまっていた

表6 農業経営の主業・兼業別構成（2003年）

	項 目	単 位	全 体	主業経営	兼業経営
全ドイツ	経 営 数	1000	388.7	176.4	212.4
	農 用 地	1000 ha	11,700.1	9,044.5	2,655.6
	平均経営規模	ha	30.1	51.3	12.5
西ドイツ	経 営 数	1000	365.4	167.9	197.4
	農 用 地	1000 ha	10,311.5	7,911.9	2,399.6
	平均経営規模	ha	28.2	47.1	12.2
東ドイツ	経 営 数	1000	23.3	8.4	14.9
	農 用 地	1000 ha	1,388.6	1,132.7	255.9
	平均経営規模	ha	59.5	134.2	17.2

（出所）表1と同じ，S.179.

が、ドイツ統一後兼業化が進み、1990年代後半に50%を超えるようになった。99年には全ドイツで56.5%、2003年にも54.6%と高い水準を維持している²⁰⁾。

第2は、兼業経営の平均規模（2003年に12.5 ha）は主業経営の4分の1にすぎず、先にみたように離農率がきわめて高いことである。最近の4年間においても、全ドイツで家族経営数が6万1700経営減少したが、その3分の2（4万1900経営）は兼業経営の減少分であった。

第3は、東西ドイツの比較では、東ドイツの主業経営は西ドイツのそれよりもはるかに規模が大きく（平均134.2 ha）、また兼業率も高い（63.9%）ことである。

6. 労働力構成の変化

最後に、ドイツにおける農業労働力構成の特徴について簡単にみておこう²¹⁾。

その最大の特徴は、何といても恒常的農業従事者、とりわけ家族労働力の減少傾向に一向に歯止めがかからないことである。表7にみられるよう

表7 ドイツ農業における労働力数の推移 (1991~2003年)

労働力 カテゴリー	1991		1999		2001		2003 ¹⁾	
	人	AK-E ²⁾	人	AK-E ²⁾	人	AK-E ²⁾	人	AK-E ²⁾
労働力総数	1,878.7	1,018.3	1,437.0	612.3	1,322.8	561.4	1,304.9	589.6
うち完全就業者	667.1	...	382.5	374.8	349.8	343.2	340.4	...
家族労働力	1,370.4	624.4	940.8	406.6	860.1	364.2	823.8	389.2
うち完全就業者	359.9	351.9	231.5	223.9	207.2	200.7	209.7	...
恒常的(家族外)労働力	403.7	361.7	195.9	170.2	188.7	162.1	191.2	157.5
うち完全就業者	307.2	...	151.0	150.9	142.6	142.5	130.6	...
非恒常的就業者 (季節労働力を含む)	104.6	32.2	300.3	35.6	274.0	35.2	289.8	43.0

注1) 暫定。

2) 労働力単位。

(出所) Torsten Blumöhr und Ute Walsemann, Landwirtschaft in Deutschland 2003, in: *Wirtschaft und Statistik*, 2/2004, S.179.

に、季節労働力を含めた農業従事者総数は、1999年からの4年間だけで、13万2200人(9.2%)も減少し、2003年には約130万人になった。また、恒常的農業従事者も、同期間に12万1700人(10.7%)減少し、101万5000人(家族労働力82万3800人、家族外労働力19万1200人)となった。ドイツ統一直後の91年には、恒常的農業従事者は177万4100人であったから、この10年余の間に75万9100人も減ったことになる(42.8%の減)。この減少の大半(55万3700人)は西ドイツの家族労働力のそれであった。すなわち、家族経営が農業生産の主要な担い手となっている西ドイツにおいて、90年代以降、中小・零細・兼業経営を中心に多くの家族労働力(経営主とその家族)が離農を余儀なくされたのである。東ドイツにおいても、91年に35万4400人を数えた恒常的農業従事者は2003年には12万8500人にまで減少した(減少率63.7%)。この激減は、ドイツ統一直後の農業構造転換によるものであり、91年から93年の3年間だけで21万人以上が農業部門から排除された²²⁾。このように90年代以降、東西ドイツにおいて、その事情を異にしながらも、いずれも農業従事者を大きく減少させて現在に至っている。

現在、西ドイツ農業では依然として家族労働力が支配的な役割を果たして

いる（2003年現在、約78万人を数え、恒常的農業従事者の9割近くを占めている）のに対し、大規模な法人経営が支配的な東ドイツ農業では、家族外労働力すなわち雇用労働が高い比率を占めている。2003年には、12万6600人の家族外労働力（常用雇用8万8400人と季節雇用3万8200人）が雇用されており、農業従事者総数（16万6700人）の約70%を占めた。なお、東ドイツの個人経営には4万100人の家族労働力が従事し、その4分の1が完全就業者であった。

おわりに

以上において1990年のドイツ統一から2003年までの10年余の間にドイツ農業において進行した構造変化について実証分析を試みた。そこで得られた結論の第1は、ドイツ統一の結果、農業協同組合など大規模農業事業者中心の東ドイツ農業と小農民的家族経営中心の西ドイツ農業の並存という構造的特徴——ドイツ農業の「二重構造」ともいうべき特徴——が現出し、定着したことである。

第2は、この10年余の間に、農業経営の大幅減少と大規模経営への集中化、借地率の上昇と農地の流動化、兼業化の進行、農業労働力の激減など、相当ドラスティックな構造変化が観察されることである。フランスとの間に従来あった農業構造格差も耕種と畜産の両部門において大きく縮小し、現在、ほぼ同じ集積水準にまで達している（東ドイツ大規模農業の編入・定着がこれに寄与したことはいうまでもない）。

第3は、こうした構造変化に重要な契機を与えたのが、介入価格の大幅引き下げと直接補償支払いの導入（2000年以降半額補償への切り下げ）を軸とした1992年以降のEU農政転換であったことである。農業生産者価格の低下と生産手段価格の上昇によって農業経営の所得水準と収益率が押し下げられ、中小規模の主業経営や零細・兼業経営を中心に大量の農業経営が消滅した。

アジェンダ2000農政改革から3年も経たないうちに、「2003年CAP改

革」がうちだされ、すでに2005年1月(一部は2004年)より実施された。この改革案はアジェンダ2000農政改革の中間評価にもとづきEU委員会によって提案され、2003年6月に採択されたものである。ドイツでも2004年7月に連邦議会で全面採択された。新改革の主な内容は、① 農業者に「生産の自由」を与える一方で、直接所得支払いを生産から完全に切り離すこと(完全なdecoupling)、② 直接所得支払いを環境や食料の安全性などのEU基準にリンクさせること(cross-compliance)、③ 農村開発支援事業を強化することなどである。①の完全なデカップリング化は、激しい市場競争に自力で対応することを農業者にもとめるものであり、とくに中小・零細経営にとって厳しいものとなる。また②のクロス・コンプライアンスも、EU基準を満たせない場合には当然ながら直接支払いが削減されるということである。こうしたEU農政の新改変のもとで農業経営がどの程度まで「生き残り」を果たすことができるのかどうか、ドイツ農業はいま厳しい試練に直面している。

[注]

- 1) 筆者は、2004年4月から2005年3月までの1年間、ベルリン工科経済大学(FHTW Berlin)の客員研究員としてベルリンに留学(研究滞在)する機会を得た。本稿は、その成果の一部である。

留学中は、E.ザクセ教授(Prof. Dr. E. Sachse. 経済学, 元ILO委員), J.ケスラー教授(Prof. Dr. J. Keßler. ヨーロッパ・ドイツ経済法・協同組合法), G.ホーエル教授(Prof. Dr. Hoel. 農業経済学)をはじめ、多くの同大学関係者にたいへんお世話になった。なかでもE.ザクセ教授には、たびたび自宅に招待していただくなど、公私にわたって親しくご指導を得た。この場を借りて、深く感謝する。

- 2) 2003年5月に実施されたドイツ農業構造調査は、1999年以来4年ぶりの大規模調査であり、全国のすべての農業経営(42万1400経営)を対象としたものである。
- 3) Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaft in Deutschland 2003 — Konzentrationsprozesse und Ernteausfälle* —, Wiesbaden, 2004.
- 4) Torsten Blumöhr und Ute Walsemann, *Landwirtschaft in Deutschland 2003*, in: *Wirtschaft und Statistik*, 2/2004.

- 5) 東ドイツにおける農業構造の転換については、小林浩二『21世紀のドイツ——旧東ドイツの都市と農村の再生と発展——』大明堂、1998年、第II章参照。
- 6) 1992年CAP改革については、ローズマリー・フェネル（荏開津典生監訳）『EU共通農業政策の歴史と展望——ヨーロッパ統合の礎石——』食料・農業政策研究センター、1999年；村田武・三島徳三編『農政転換と価格・所得政策』筑波書房、2000年、第1章；Bernadette Andreosso-O'Callaghan, *The Economics of European Agriculture*, Palgrave Macmillan, 2003, chapter 4.などを参照。
- 7) *Statistisches Jahrbuch über Ernährung, Landwirtschaft und Forsten der Bundesrepublik Deutschland*（以下、*SJELF*と略記）2003, S.28, 29.
- 8) Statistisches Bundesamt, *op.cit.*, S.9.
- 9) *ibid.*, S.9.
- 10) http://www.destatis.de/themen/d/thm_land.htm/
- 11) この点は村田武氏をはじめ日本のEU農業研究者の認めるところとなっている。村田武・三島徳三編、前掲書、39～41ページ；古内博行「EU共通農業政策下の穀物農業」戸原四郎・加藤榮一・工藤章編『ドイツ経済——統一後の10年』有斐閣、2003年、227～229ページ参照。
- 12) Europäische Kommission, Generaldirektion Landwirtschaft, *Reform der GAP: Eine Politik für die Zukunft*, 8/1999.
- 13) *Ernährungs- und agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2004*, S.32～35.
- 14) *Agrarbericht der Bundesregierung 1993*.
- 15) Otto Harms und Hermann O. Aeikens, Vergleich der Entwicklung der Betriebsstrukturen in Deutschland seit 1989, in: *Schriften der Gesellschaft für Wirtschafts- und Sozialwissenschaften des Landbaues e.V.*, Bd.38, 2003, S.212.
- 16) *SJELF 2003*, S.36. 統一後、東ドイツでは借地料が一貫して上昇している。
- 17) 古内博行、前掲論文、290ページ。
- 18) *SJELF 2003*, S.32.
- 19) Statistisches Bundesamt, *op.cit.*, S.39; *SJELF 2003*, S.25.
- 20) 田代洋一氏は、「ヨーロッパで兼業化が進んでいる旧西ドイツでは、1994年で専業49%、第I種兼業8%、第II種兼業43%である。1965年はそれぞれ41%、26%、33%なので、II兼化は進んでいる……」と、長期的な兼業化（「II兼化」）の傾向を指摘している（田代洋一『新版・農業問題入門』大月書店、2003年、207ページ）。
- 21) Statistisches Bundesamt, *op.cit.*, Tabelle A1-A3.; Gunter Nause, Zur Entwicklung der in den landwirtschaftlichen Betrieben Deutschlands beschäftigten Arbeitskräfte 1991 bis 2001, in: *Wirtschaft und Statistik*, 4/2003.

22) Gunter Nause, *op. cit.*, S. 308.